

お知らせ（歯）  
令和7年3月7日

中間年改定の年に行う期中の診療報酬改定に係る  
歯科診療行為マスターの更新等について

下記のとおり、歯科診療行為マスターを更新しましたのでお知らせします。

記

- 1 「医療DXに係る診療報酬上の評価の取扱い」に係る更新について  
別紙のとおり更新しました。
- 2 「入院時の食費基準額の取扱い」に係る更新について  
「入院時食事療養」及び「入院時生活療養」を別紙のとおり更新しました。  
なお、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額については、3月上旬に  
マスターを更新する予定としておりましたが、改正の告示が発出され次第の更  
新といたします。
- 3 「口腔機能指導加算及び歯科技工士連携加算の取扱い」に係る更新について  
別紙のとおり更新しました。

## 歯科診療行為マスター登録内容の一部変更（令和7年3月7日現在）

## 【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
A000-00	301123670	医療D X推進体制整備加算 6（初診）	5	基本名称（漢字）	医療D X推進体制整備加算 6（初診）	医療D X推進体制整備加算 3（初診）	【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき変更
				省略名称（漢字）	医療D X推進体制整備加算 6（初診）	医療D X推進体制整備加算 3（初診）	
A000-00	301183470	医療D X推進体制整備加算 4（初診）	5	基本名称（漢字）	医療D X推進体制整備加算 4（初診）	医療D X推進体制整備加算 1（初診）	〃
				省略名称（漢字）	医療D X推進体制整備加算 4（初診）	医療D X推進体制整備加算 1（初診）	
A000-00	301183570	医療D X推進体制整備加算 5（初診）	5	基本名称（漢字）	医療D X推進体制整備加算 5（初診）	医療D X推進体制整備加算 2（初診）	〃
				省略名称（漢字）	医療D X推進体制整備加算 5（初診）	医療D X推進体制整備加算 2（初診）	
A000-00	301183670	医療D X推進体制整備加算 1（初診）	3		新 設		【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき新設
A000-00	301183770	医療D X推進体制整備加算 2（初診）	3		新 設		〃
A000-00	301183870	医療D X推進体制整備加算 3（初診）	3		新 設		〃
B001-02	302018070	口腔機能指導加算	5	新又は現点数／点数等	12.00	10.00	【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第28号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき変更

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
B004-01	302019810	医療D X推進体制整備加算 6 (医学管理等)	5	基本名称 (漢字)	医療D X推進体制整備加算 6 (医学管理等)	医療D X推進体制整備加算 3 (医学管理等)	【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき変更
				省略名称 (漢字)	医療D X推進体制整備加算 6 (医学管理等)	医療D X推進体制整備加算 3 (医学管理等)	
B004-01	302019910	医療D X推進体制整備加算 4 (医学管理等)	5	基本名称 (漢字)	医療D X推進体制整備加算 4 (医学管理等)	医療D X推進体制整備加算 1 (医学管理等)	〃
				省略名称 (漢字)	医療D X推進体制整備加算 4 (医学管理等)	医療D X推進体制整備加算 1 (医学管理等)	
B004-01	302020010	医療D X推進体制整備加算 5 (医学管理等)	5	基本名称 (漢字)	医療D X推進体制整備加算 5 (医学管理等)	医療D X推進体制整備加算 2 (医学管理等)	〃
				省略名称 (漢字)	医療D X推進体制整備加算 5 (医学管理等)	医療D X推進体制整備加算 2 (医学管理等)	
B004-01	302020110	医療D X推進体制整備加算 1 (医学管理等)	3		新 設		【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき新設
B004-01	302020210	医療D X推進体制整備加算 2 (医学管理等)	3		新 設		〃
B004-01	302020310	医療D X推進体制整備加算 3 (医学管理等)	3		新 設		〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
C000-00	303014870	在宅医療DX情報活用加算2	5	基本名称（漢字）	在宅医療DX情報活用加算2	在宅医療DX情報活用加算	【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき変更
				省略名称（漢字）	在宅医療DX情報活用加算2	在宅医療DX情報活用加算	
C000-00	303016870	在宅医療DX情報活用加算1	3	新 設			【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき新設
M003-00	313040070	歯科技工士連携加算1（印象採得（歯冠修復））	5	新又は現点数／点数等	60.00	50.00	【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第28号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき変更
M003-00	313040170	歯科技工士連携加算2（印象採得（歯冠修復））	5	新又は現点数／点数等	80.00	70.00	〃
M006-00	313040470	歯科技工士連携加算1（咬合採得（欠損補綴））	5	新又は現点数／点数等	60.00	50.00	〃
M006-00	313040570	歯科技工士連携加算2（咬合採得（欠損補綴））	5	新又は現点数／点数等	80.00	70.00	〃
M007-00	313040770	歯科技工士連携加算1（仮床試適）	5	新又は現点数／点数等	60.00	50.00	〃
M007-00	313040870	歯科技工士連携加算2（仮床試適）	5	新又は現点数／点数等	80.00	70.00	〃
-000-00	320000110	入院時食事療養（1）（1食につき）（2以外の食事療養を行う場合）	5	新又は現点数／点数等	690.00	670.00	【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第29号「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準の一部を改正する告示」に基づき変更

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
-000-00	320000410	入院時食事療養（２）（１食につき）（２以外の食事療養を行う場合）	5	新又は現点数／点数等	556.00	536.00	【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第29号「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準の一部を改正する告示」に基づき変更
-000-00	320000510	入院時生活療養（１）食事療養（１食につき）（口以外の食事の提供たる療養を行う場合）	5	新又は現点数／点数等	604.00	584.00	〃
-000-00	320000910	入院時生活療養（２）食事療養（１食につき）	5	新又は現点数／点数等	470.00	450.00	〃
-000-00	320003410	入院時食事療養（１）（１食につき）（流動食のみを提供する場合）	5	新又は現点数／点数等	625.00	605.00	〃
-000-00	320003510	入院時食事療養（２）（１食につき）（流動食のみを提供する場合）	5	新又は現点数／点数等	510.00	490.00	〃
-000-00	320003610	入院時生活療養（１）食事療養（１食につき）（流動食のみを提供する場合）	5	新又は現点数／点数等	550.00	530.00	〃

【令和6年度版】

歯科診療行為マスター登録内容の一部変更（令和7年3月7日現在）

【基本・注加算対応テーブル】

変更区分	グループ番号	基本・注加算対応テーブル加算項目				変更箇所	変更後	変更前	備考
		加算コード	診療行為コード	基本名称	加算識別				
3	C001	CA330	301183670	医療DX推進体制整備加算1（初診）	07		新設	【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき新設	
3	C001	CA331	301183770	医療DX推進体制整備加算2（初診）	07		新設	〃	
3	C001	CA332	301183870	医療DX推進体制整備加算3（初診）	07		新設	〃	
5	C001	CA328	301183470	医療DX推進体制整備加算4（初診）	07	基本名称	医療DX推進体制整備加算4（初診）	医療DX推進体制整備加算1（初診）	【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき変更
5	C001	CA329	301183570	医療DX推進体制整備加算5（初診）	07	基本名称	医療DX推進体制整備加算5（初診）	医療DX推進体制整備加算2（初診）	〃
5	C001	CA269	301123670	医療DX推進体制整備加算6（初診）	07	基本名称	医療DX推進体制整備加算6（初診）	医療DX推進体制整備加算3（初診）	〃
3	C021	CC105	303016870	在宅医療DX情報活用加算1	12		新設	【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき新設	
5	C021	CC092	303014870	在宅医療DX情報活用加算2	12	基本名称	在宅医療DX情報活用加算2	在宅医療DX情報活用加算	【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき変更
3	C079	CC105	303016870	在宅医療DX情報活用加算1	11		新設	【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき新設	

【基本・注加算対応テーブル】

変更区分	グループ番号	基本・注加算対応テーブル加算項目				変更箇所	変更後	変更前	備考
		加算コード	診療行為コード	基本名称	加算識別				
5	C079	CC092	303014870	在宅医療DX情報活用加算2	11	基本名称	在宅医療DX情報活用加算2	在宅医療DX情報活用加算	【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき変更
3	C128	CC105	303016870	在宅医療DX情報活用加算1	10		新設		【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき新設
5	C128	CC092	303014870	在宅医療DX情報活用加算2	10	基本名称	在宅医療DX情報活用加算2	在宅医療DX情報活用加算	【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき変更
3	C156	CC105	303016870	在宅医療DX情報活用加算1	09		新設		【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき新設
5	C156	CC092	303014870	在宅医療DX情報活用加算2	09	基本名称	在宅医療DX情報活用加算2	在宅医療DX情報活用加算	【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき変更
3	C157	CC105	303016870	在宅医療DX情報活用加算1	11		新設		【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき新設
5	C157	CC092	303014870	在宅医療DX情報活用加算2	11	基本名称	在宅医療DX情報活用加算2	在宅医療DX情報活用加算	【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき変更
3	C158	CC105	303016870	在宅医療DX情報活用加算1	10		新設		【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき新設
5	C158	CC092	303014870	在宅医療DX情報活用加算2	10	基本名称	在宅医療DX情報活用加算2	在宅医療DX情報活用加算	【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき変更
3	C159	CC105	303016870	在宅医療DX情報活用加算1	09		新設		【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき新設

【基本・注加算対応テーブル】

変更区分	グループ番号	基本・注加算対応テーブル加算項目				変更箇所	変更後	変更前	備考
		加算コード	診療行為コード	基本名称	加算識別				
5	C159	CC092	303014870	在宅医療DX情報活用加算2	09	基本名称	在宅医療DX情報活用加算2	在宅医療DX情報活用加算	【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき変更
3	C168	CC105	303016870	在宅医療DX情報活用加算1	10		新設		【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき新設
5	C168	CC092	303014870	在宅医療DX情報活用加算2	10	基本名称	在宅医療DX情報活用加算2	在宅医療DX情報活用加算	【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき変更
3	C169	CC105	303016870	在宅医療DX情報活用加算1	09		新設		【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき新設
5	C169	CC092	303014870	在宅医療DX情報活用加算2	09	基本名称	在宅医療DX情報活用加算2	在宅医療DX情報活用加算	【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき変更
3	C170	CC105	303016870	在宅医療DX情報活用加算1	09		新設		【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき新設
5	C170	CC092	303014870	在宅医療DX情報活用加算2	09	基本名称	在宅医療DX情報活用加算2	在宅医療DX情報活用加算	【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき変更
3	C171	CC105	303016870	在宅医療DX情報活用加算1	08		新設		【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき新設
5	C171	CC092	303014870	在宅医療DX情報活用加算2	08	基本名称	在宅医療DX情報活用加算2	在宅医療DX情報活用加算	【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき変更
3	C177	CA330	301183670	医療DX推進体制整備加算1（初診）	07		新設		【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき新設

【基本・注加算対応テーブル】

変更区分	グループ番号	基本・注加算対応テーブル加算項目				変更箇所	変更後	変更前	備考
		加算コード	診療行為コード	基本名称	加算識別				
3	C177	CA331	301183770	医療DX推進体制整備加算2（初診）	07		新設	【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき新設	
3	C177	CA332	301183870	医療DX推進体制整備加算3（初診）	07		新設	〃	
5	C177	CA328	301183470	医療DX推進体制整備加算4（初診）	07	基本名称	医療DX推進体制整備加算4（初診）	医療DX推進体制整備加算1（初診）	【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき変更
5	C177	CA329	301183570	医療DX推進体制整備加算5（初診）	07	基本名称	医療DX推進体制整備加算5（初診）	医療DX推進体制整備加算2（初診）	〃
5	C177	CA269	301123670	医療DX推進体制整備加算6（初診）	07	基本名称	医療DX推進体制整備加算6（初診）	医療DX推進体制整備加算3（初診）	〃
3	C179	CA330	301183670	医療DX推進体制整備加算1（初診）	06		新設	【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき新設	
3	C179	CA331	301183770	医療DX推進体制整備加算2（初診）	06		新設	〃	
3	C179	CA332	301183870	医療DX推進体制整備加算3（初診）	06		新設	〃	
5	C179	CA328	301183470	医療DX推進体制整備加算4（初診）	06	基本名称	医療DX推進体制整備加算4（初診）	医療DX推進体制整備加算1（初診）	【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき変更
5	C179	CA329	301183570	医療DX推進体制整備加算5（初診）	06	基本名称	医療DX推進体制整備加算5（初診）	医療DX推進体制整備加算2（初診）	〃

【基本・注加算対応テーブル】

変更区分	グループ番号	基本・注加算対応テーブル加算項目				変更箇所	変更後	変更前	備考
		加算コード	診療行為コード	基本名称	加算識別				
5	C179	CA269	301123670	医療D X推進体制整備加算 6（初診）	06	基本名称	医療D X推進体制整備加算 6（初診）	医療D X推進体制整備加算 3（初診）	【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき変更
3	C216	CC105	303016870	在宅医療D X情報活用加算 1	11		新 設		【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき新設
5	C216	CC092	303014870	在宅医療D X情報活用加算 2	11	基本名称	在宅医療D X情報活用加算 2	在宅医療D X情報活用加算	【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき変更
3	C217	CC105	303016870	在宅医療D X情報活用加算 1	10		新 設		【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき新設
5	C217	CC092	303014870	在宅医療D X情報活用加算 2	10	基本名称	在宅医療D X情報活用加算 2	在宅医療D X情報活用加算	【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき変更
3	C218	CC105	303016870	在宅医療D X情報活用加算 1	10		新 設		【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき新設
5	C218	CC092	303014870	在宅医療D X情報活用加算 2	10	基本名称	在宅医療D X情報活用加算 2	在宅医療D X情報活用加算	【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき変更
3	C219	CC105	303016870	在宅医療D X情報活用加算 1	09		新 設		【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき新設
5	C219	CC092	303014870	在宅医療D X情報活用加算 2	09	基本名称	在宅医療D X情報活用加算 2	在宅医療D X情報活用加算	【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき変更
3	C220	CC105	303016870	在宅医療D X情報活用加算 1	10		新 設		【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき新設

【基本・注加算対応テーブル】

変更区分	グループ番号	基本・注加算対応テーブル加算項目				変更箇所	変更後	変更前	備考
		加算コード	診療行為コード	基本名称	加算識別				
5	C220	CC092	303014870	在宅医療DX情報活用加算2	10	基本名称	在宅医療DX情報活用加算2	在宅医療DX情報活用加算	【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき変更
3	C221	CC105	303016870	在宅医療DX情報活用加算1	09	新設		【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき新設	
5	C221	CC092	303014870	在宅医療DX情報活用加算2	09	基本名称	在宅医療DX情報活用加算2	在宅医療DX情報活用加算	【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき変更
3	C222	CC105	303016870	在宅医療DX情報活用加算1	09	新設		【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき新設	
5	C222	CC092	303014870	在宅医療DX情報活用加算2	09	基本名称	在宅医療DX情報活用加算2	在宅医療DX情報活用加算	【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき変更
3	C223	CC105	303016870	在宅医療DX情報活用加算1	08	新設		【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき新設	
5	C223	CC092	303014870	在宅医療DX情報活用加算2	08	基本名称	在宅医療DX情報活用加算2	在宅医療DX情報活用加算	【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき変更
3	C237	CC105	303016870	在宅医療DX情報活用加算1	12	新設		【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき新設	
5	C237	CC092	303014870	在宅医療DX情報活用加算2	12	基本名称	在宅医療DX情報活用加算2	在宅医療DX情報活用加算	【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき変更

【令和6年度版】

歯科診療行為マスター登録内容の一部変更（令和7年3月7日現在）

【算定回数限度テーブル】

変更区分	区分番号	診療行為コード	基本名称	算定単位	変更箇所	変更後	変更前	備考
5	A000-00	301123670	医療DX推進体制整備加算6（初診）	131	基本名称（漢字）	医療DX推進体制整備加算6（初診）	医療DX推進体制整備加算3（初診）	【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき変更
					省略名称（漢字）	医療DX推進体制整備加算6（初診）	医療DX推進体制整備加算3（初診）	
5	A000-00	301183470	医療DX推進体制整備加算4（初診）	131	基本名称（漢字）	医療DX推進体制整備加算4（初診）	医療DX推進体制整備加算1（初診）	〃
					省略名称（漢字）	医療DX推進体制整備加算4（初診）	医療DX推進体制整備加算1（初診）	
5	A000-00	301183570	医療DX推進体制整備加算5（初診）	131	基本名称（漢字）	医療DX推進体制整備加算5（初診）	医療DX推進体制整備加算2（初診）	〃
					省略名称（漢字）	医療DX推進体制整備加算5（初診）	医療DX推進体制整備加算2（初診）	
3	A000-00	301183670	医療DX推進体制整備加算1（初診）	131		新 設		【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき新設
3	A000-00	301183770	医療DX推進体制整備加算2（初診）	131		新 設		〃
3	A000-00	301183870	医療DX推進体制整備加算3（初診）	131		新 設		〃

【算定回数限度テーブル】

変更区分	区分番号	診療行為コード	基本名称	算定単位	変更箇所	変更後	変更前	備考
5	B004-01	302019810	医療DX推進体制整備加算6（医学管理等）	131	基本名称（漢字）	医療DX推進体制整備加算6（医学管理等）	医療DX推進体制整備加算3（医学管理等）	【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき変更
					省略名称（漢字）	医療DX推進体制整備加算6（医学管理等）	医療DX推進体制整備加算3（医学管理等）	
5	B004-01	302019910	医療DX推進体制整備加算4（医学管理等）	131	基本名称（漢字）	医療DX推進体制整備加算4（医学管理等）	医療DX推進体制整備加算1（医学管理等）	〃
					省略名称（漢字）	医療DX推進体制整備加算4（医学管理等）	医療DX推進体制整備加算1（医学管理等）	
5	B004-01	302020010	医療DX推進体制整備加算5（医学管理等）	131	基本名称（漢字）	医療DX推進体制整備加算5（医学管理等）	医療DX推進体制整備加算2（医学管理等）	〃
					省略名称（漢字）	医療DX推進体制整備加算5（医学管理等）	医療DX推進体制整備加算2（医学管理等）	
3	B004-01	302020110	医療DX推進体制整備加算1（医学管理等）	131		新 設		【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき新設
3	B004-01	302020210	医療DX推進体制整備加算2（医学管理等）	131		新 設		〃
3	B004-01	302020310	医療DX推進体制整備加算3（医学管理等）	131		新 設		〃

【算定回数限度テーブル】

変更区分	区分番号	診療行為コード	基本名称	算定単位	変更箇所	変更後	変更前	備考
5	C000-00	303014870	在宅医療DX情報活用加算 2	131	基本名称 (漢字)	在宅医療DX情報活用加算 2	在宅医療DX情報活用加算	【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき変更
					省略名称 (漢字)	在宅医療DX情報活用加算 2	在宅医療DX情報活用加算	〃
3	C000-00	303016870	在宅医療DX情報活用加算 1	131	新 設			【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第30号「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」に基づき新設

【令和6年度版】

歯科診療行為マスター登録内容の一部変更（令和7年3月7日現在）

【きざみテーブル】

変更区分	区分番号	診療行為コード	基本名称	変更箇所	変更後	変更前	備考
5	-000-00	320000110	入院時食事療養（1）（1食につき）（2以外の食事療養を行う場合）	点数	690.00	670.00	【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第29号「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準の一部を改正する告示」に基づき変更
				きざみ点数	690.00	670.00	
5	-000-00	320000410	入院時食事療養（2）（1食につき）（2以外の食事療養を行う場合）	点数	556.00	536.00	〃
				きざみ点数	556.00	536.00	〃
5	-000-00	320000510	入院時生活療養（1）食事療養（1食につき）（ロ以外の食事の提供たる療養を行う場合）	点数	604.00	584.00	〃
				きざみ点数	604.00	584.00	〃
5	-000-00	320000910	入院時生活療養（2）食事療養（1食につき）	点数	470.00	450.00	〃
				きざみ点数	470.00	450.00	〃

【きざみテーブル】

変更区分	区分番号	診療行為コード	基本名称	変更箇所	変更後	変更前	備考
5	-000-00	320003410	入院時食事療養（1）（1食につき）（流動食のみを提供する場合）	点数	625.00	605.00	【令和7年4月診療分から適用】 令和7年2月20日付け厚生労働省告示第29号「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準の一部を改正する告示」に基づき変更
				きざみ点数	625.00	605.00	
5	-000-00	320003510	入院時食事療養（2）（1食につき）（流動食のみを提供する場合）	点数	510.00	490.00	〃
				きざみ点数	510.00	490.00	〃
5	-000-00	320003610	入院時生活療養（1）食事療養（1食につき）（流動食のみを提供する場合）	点数	550.00	530.00	〃
				きざみ点数	550.00	530.00	〃